

平成21年6月1日

株 主 各 位

神奈川県横浜市神奈川区守屋町三丁目12番地
JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社

代表取締役会長 河原 春郎

第1回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととおよこび申しあげます。

さて、当社第1回定時株主総会を2頁に記載のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法(インターネット等)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成21年6月23日(火曜日)午後6時までに到着するように折り返しご送付くださるか、当社の指定する議決権行使ウェブサイト(<http://www.webdk.net>)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、平成21年6月23日(火曜日)午後6時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、3頁の「電磁的方法(インターネット)により議決権を行使される場合のお手続および取扱い等について」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネットでも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきます。

また、インターネットで議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月24日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区港南二丁目15番4号
品川インターシティホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第1期（平成20年10月1日から平成21年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第1期（平成20年10月1日から平成21年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役および監査役の報酬額決定の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日ご出席いただけない場合は、議決権を有する株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- ◎議案の内容は、後記の株主総会参考書類（5頁から11頁まで）に記載のとおりであります。
- ◎なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類の記載に関して修正が生じた場合には、修正の内容をインターネット上の当社ウェブサイト（ホームページアドレス <http://www.jk-holdings.com/>）において周知させていただきます。

【電磁的方法(インターネット)により議決権を行使される場合のお手続および取扱い等について】

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用することが可能です。

【議決権行使サイトURL】 <http://www.webdk.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成21年6月23日（火曜日）午後6時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによつて複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ①インターネットにアクセスできること。
- ②パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 5.5 SP2以上またはNetscape 6.2以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
- ③携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）

（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。Netscapeは、米国およびその他の諸国のNetscape Communications Corporationの登録商標です。）

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 住友信託銀行株式会社 証券代行部

【専用ダイヤル】  0120-186-417（24時間受付）

〈用紙の請求等、その他のご照会〉  0120-176-417（平日午前9時から午後5時まで）

【議決権電子行使プラットフォームについて】

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株券が一斉に電子化されたことから、株券の発行について定めた現行定款第7条を削除するとともに、現行定款第8条以降の条数を各1条ずつ順次繰り上げるほか、現行定款第8条ないし第10条について株券の存在を前提とした規定の削除等の所要の変更を行うものであります。

また、株券喪失登録簿の事務に関しては、平成22年1月5日までの時限の扱いであるため、株券喪失登録簿事務に関する経過的な措置を定める附則を設けるものであります。

さらに、当社事業の現状に即し、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条につきまして、所要の変更をするものであります。

このほか、株式取扱規定（現行定款第11条）、取締役会規定（現行定款第24条）および監査役会規定（現行定款第31条）の各規定の名称を「規程」と変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p>（目的） 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1 次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること。</p> <p style="text-align: center;">（以下省略）</p> <p><u>（株券の発行）</u> 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>（単元株式数及び単元未満株券の不発行） 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>2 <u>当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規定に定めるところについてはこの限りではない。</u></p>	<p>（目的） 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1 <u>次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること。</u></p> <p style="text-align: center;">（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p>（単元株式数） 第7条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p>

現行定款	変更案
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) (条文省略)</p> <p>(2) (条文省略)</p> <p>(3) (条文省略)</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</p>
<p>(株式取扱規定)</p> <p>第11条 当会社の株式又は新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当会社の株式又は新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>第12条～第23条 (条文省略)</p>	<p>第11条～第22条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会規定)</p> <p>第24条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規定による。</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第23条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>
<p>第25条～第30条 (条文省略)</p>	<p>第24条～第29条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役会規定)</p> <p>第31条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。</p>	<p>(監査役会規程)</p> <p>第30条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>
<p>第32条～第38条 (条文省略)</p>	<p>第31条～第37条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
(新 設)	<p align="center">第 8 章 附 則</p> <p><u>(株券喪失登録簿)</u></p> <p><u>第38条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取扱わない。</u></p>
(新 設)	<p><u>(附則の削除)</u></p> <p><u>第39条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削除するものとする。</u></p>

第 2 号議案 取締役 9 名選任の件

取締役全員（7名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、今後のグループ統合運営を促進するため、傘下事業会社社長（予定を含む）を含めた取締役 9 名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式の数
1	河原 春郎 (昭和14年3月9日生)	平成8年6月 ㈱東芝 取締役 総合企画部長 委嘱 平成9年6月 同社 常務取締役 平成12年7月 同社 顧問 平成14年6月 ㈱ケンウッド 代表取締役社長兼執行役員CEO 平成19年6月 同社 代表取締役会長 平成20年10月 当社 代表取締役会長兼執行役員・最高経営責任者 (CEO) (現任) 日本ビクター㈱代表取締役 (現任)	217,200株
2	尾高 宏 (昭和27年9月20日生)	昭和51年4月 ㈱日本不動産銀行 (現㈱あおぞら銀行) 入行 平成5年8月 同行 退社 コンサルティング業務に従事するかたわら複数企業の取締役・顧問等を兼任 平成15年3月 プライスウォーターハウスクーパース・フィナンシャル・アドバイザー・サービス㈱ (現 PwCアドバイザー㈱) 入社 ターンアラウンド・マネージャー 企業再生業務担当 平成16年11月 日本みらいキャピタル㈱入社 第一化成㈱出向、同社 顧問 平成17年1月 同社 専務執行役員 平成17年6月 同社 代表取締役社長 平成20年10月 当社 取締役副社長兼執行役員・最高財務責任者 (CFO) 兼企業戦略部長 (現任)	41,800株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式の数
3	岩崎 二郎 (昭和20年12月6日生)	昭和49年4月 東京電機化学工業㈱ (現TDK㈱) 入社 平成4年7月 同社 経営企画室長 平成8年6月 同社 取締役 人事教育部長 平成10年6月 同社 常務取締役 記録メディア事業本部長 平成14年6月 同社 取締役 常務執行役員 アドミニストレーショングループ ゼネラル・マネージャー 平成18年6月 同社 取締役 専務執行役員 アドミニストレーショングループ ゼネラル・マネージャー 平成20年3月 GCAサヴィアングループ㈱監査役 (現任) 平成20年6月 TDK㈱ 顧問 (現任) 平成20年10月 当社 取締役 (現任)	16,100株
4	足立 元美 (昭和30年1月26日生)	昭和52年4月 日本ビクター㈱ 入社 平成11年4月 同社 AV&マルチメディア事業本部 海外営業本部 マーケティング推進部長 平成15年2月 JVC Canada Inc. 副社長 平成17年1月 同社 AV&マルチメディアカンパニー経営企画部 主幹 平成18年1月 同社 モバイルAV事業グループAVCアクセサリーカテゴリー海外営業部長 平成18年9月 同社 モバイルAV事業グループ AVCアクセサリーカテゴリー長 兼 同カテゴリー 海外営業部長 平成20年10月 当社 取締役兼執行役員・事業推進担当兼事業戦略推進部長 (現任)	21,700株
5	吉田 秀俊 (昭和31年11月20日生)	昭和55年4月 日本ビクター㈱ 入社 平成元年2月 同社 JVC COMPANY OF AMERICA 営業本部 コンシューマビデオ部 デッキ営業企画担当課長 平成5年4月 同社 ビデオ事業本部 海外営業部 米州グループ 副参事 (北米担当) 平成9年4月 同社 AV&マルチメディア事業本部 海外営業本部 欧州営業部 次長 平成10年10月 JVC Deutschland GmbH 社長 平成17年4月 日本ビクター㈱ 理事、JVC Deutschland GmbH 社長 平成18年6月 同社 取締役、欧州カンパニー社長兼 JVC Europe Limited 社長兼 JVC INTERNATIONAL (Europe) GmbH 社長 平成19年4月 JVC Logistics Europe N.V. 社長 平成20年4月 日本ビクター㈱ ディスプレイ事業担当兼ディスプレイ事業グループディスプレイカテゴリー長 平成20年6月 同社 常務取締役 平成20年10月 同社 代表取締役社長 (現任)	4,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式の数
6	塩畑 一男 (昭和25年6月29日生)	<p>平成13年7月 ㈱あさひ銀行(現㈱りそな銀行) 横浜地域営業部長</p> <p>平成14年6月 ㈱ケンウッド入社、執行役員常務</p> <p>平成14年10月 同社 財務・経理統括部長</p> <p>平成15年4月 同社 社長補佐(財務経理関係(CFO))</p> <p>平成15年6月 同社 取締役兼執行役員上席常務、社長補佐(CFO)</p> <p>平成16年6月 同社 CFO、CEO補佐(株式法務・広報担当)</p> <p>平成17年10月 同社 CR統括部長</p> <p>平成18年4月 同社 CEO補佐(人事勤労担当)</p> <p>平成18年6月 同社 CEO補佐(人事勤労担当、財務戦略支援)</p> <p>平成19年6月 同社 代表取締役社長兼CEO(現任)、ケンウッド環境会議議長(現任)</p> <p>平成20年8月 J&Kテクノロジーズ㈱代表取締役(現任)</p> <p>平成21年6月 同社 代表取締役社長(予定)</p>	199,400株
7	相神 一裕 (昭和32年10月27日生)	<p>平成2年4月 ㈱ケンウッド入社</p> <p>平成16年4月 同社 コミュニケーションズ事業部海外営業部長</p> <p>平成17年6月 同社 コミュニケーションズ事業部海外営業統括</p> <p>平成18年4月 同社 コミュニケーションズ事業部海外マーケティング統括、コミュニケーションズ事業部海外マーケティング推進部長</p> <p>平成19年4月 同社 コミュニケーションズ事業部長(現任)</p> <p>平成19年6月 同社 執行役員常務</p> <p>平成20年6月 同社 取締役兼執行役員上席常務、横浜事業所長(現任)</p> <p>平成20年7月 同社 CEO補佐(コミュニケーションズ戦略担当)(現任)</p> <p>平成20年10月 同社 常務取締役(現任)</p> <p>平成21年6月 同社 代表取締役社長(予定)</p>	61,500株
8	柏谷 光司 (昭和14年1月1日生)	<p>昭和36年4月 大蔵省 入省</p> <p>昭和53年6月 東京税関 総務部長</p> <p>昭和55年6月 大阪国税局 直税部長</p> <p>昭和57年6月 大蔵省 証券局 資本市場課長</p> <p>昭和59年6月 世界銀行 東京事務所長</p> <p>昭和62年7月 大蔵省 国際金融局 審議官</p> <p>平成元年6月 世界銀行 副総裁</p> <p>平成6年9月 野村プロジェクトファイナンス 社長</p> <p>平成8年1月 AIMAC 社長兼会長</p> <p>平成20年3月 丸善繊維㈱取締役(現任)</p> <p>平成20年4月 武桑不動産㈱取締役(現任)</p> <p>平成20年10月 当社 取締役(現任)</p> <p>平成20年11月 東京農工大学 客員教授(現任)</p> <p>平成21年4月 瑞宝中綬章 受章</p>	16,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式の数
9	松尾 眞 (昭和24年5月28日生)	昭和50年4月 弁護士登録 尾崎・桃尾法律事務所 昭和53年8月 アメリカ合衆国ニューヨーク州 Weil, Gotshal & Manges 法律事務所 昭和54年3月 弁護士登録 (アメリカ合衆国ニューヨーク州) 昭和55年9月 尾崎・桃尾法律事務所 昭和63年1月 デメルジャパン(株) 取締役 (現任) 平成元年4月 桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー 弁護士 (現任) 平成10年8月 (株)ナイキジャパン 監査役 (現任) 平成11年6月 日本ビクター(株) 監査役 (現任) 平成12年6月 ピリングシステム(株) 監査役 (現任) 平成18年5月 (株)アクアキャスト 監査役 (現任) 平成19年6月 (株)カプコン 取締役 (現任) 平成20年3月 バーバリージャパン 監査役 (現任) 平成20年10月 当社 取締役 (現任)	2,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 柏谷光司および松尾眞の両氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 柏谷光司氏および松尾眞氏を社外取締役候補とした理由について
- (1) 柏谷光司氏は、金融・税務等に関する豊富な経験・実績・見識を、当社の経営に反映していただくことを期待して、社外取締役としての選任をお願いするものであります。同氏は、現在当社の社外取締役であります。当社社外取締役としての在任期間は、当社設立の時の就任から本総会終結の時をもって9ヶ月となります。
- (2) 松尾眞氏は、弁護士としての豊富な経験・知識や、専門的見地からの法的な側面での適切な助言を当社の経営に反映していただくことを期待して、社外取締役としての選任をお願いするものであります。同氏は、現在当社の社外取締役であります。当社社外取締役としての在任期間は、当社設立の時の就任から本総会終結の時をもって9ヶ月となります。
4. 社外取締役候補者との責任限定契約について
- 当社は、柏谷光司氏および松尾眞氏との間に会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定です。その契約内容の概要は次のとおりであります。
- 会社法第423条第1項の賠償責任について、社外取締役がその職務を行うにつき善意にしておかた重大な過失がないときは、損害賠償責任の金額を、金500万円または法令で定める最低責任限度額のいずれか高い金額を限度とすることとしております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役齋藤憲道氏は、本総会終結の時をもって辞任いたします。

つきましては、社外監査役候補者1名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者黒崎功一氏は、監査役齋藤憲道氏の補欠として選任されることになりまして、その任期は当社定款の定めにより退任される同監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式の数
黒崎 功一 (昭和20年5月16日生)	平成7年5月 ㈱あさひ銀行(現 ㈱りそな銀行)本店営業第一部長 平成14年6月 ㈱あさひ銀行総合研究所(現 りそな総合研究所)専務取締役 平成15年6月 ㈱ケンウッド監査役(現任) 平成15年12月 りそなキャピタル㈱常勤監査役 平成17年7月 ㈱宝島ワンダーネット常勤監査役(現任)	27,600株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 黒崎功一氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
3. 黒崎功一氏を社外監査役候補とした理由について
黒崎功一氏は、金融機関出身で、その豊富な経験と知識により、主に金融・財務に関する面での監査の充実を期待して、社外監査役としての選任をお願いするものであります。
4. 社外監査役候補者との責任限定契約について
当社は、社外監査役として優秀な人材を招聘することができるよう、定款において、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。当社は、黒崎功一氏の選任が承認された場合には、同氏との間で、当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
会社法第423条第1項の賠償責任について、社外監査役がその職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任の金額を、金500万円または法令で定める最低責任限度額のいずれか高い金額を限度とすることとします。

第4号議案 取締役および監査役の報酬額決定の件

現在の取締役および監査役に対する報酬等の額は、当社設立の際の定款第40条において、当社成立の日から本総会まで、取締役は月額36百万円以内、監査役は月額9百万円以内と定められておりますが、同条は本総会終結の時をもって削除されるため、あらかじめ本総会終結の時以降につきましてもこれまで同様、取締役の報酬等の額を月額36百万円以内(うち社外取締役分4百万円以内)に、また、監査役の報酬等の額を月額9百万円以内と決定させていただきたいと存じます。

なお、従来どおり、取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まないものとし、また、取締役および監査役には賞与、退職慰労金等その他の金銭報酬を支給しないものいたします。

現在の取締役は7名(うち社外取締役3名)ですが、第2号議案を原案どおりご承認いただきますと9名(うち社外取締役2名)となります。

また、現在の監査役は5名であり、第3号議案を原案どおりご承認いただいた後の人数も同様となります。

以上

